

# 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案 概要

## 第1 目的

この法律は、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資することを目的とすること。

※「領域等」…①我が国の内水、我が国の領海及びその周辺の政令で定める海域、②我が国の領域のうち国境離島その他の政令で定める陸域

「海上保安体制」…警察機関による海上の安全及び治安の確保を図るための体制

## 第2 基本原則

- 1 領域等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもって行うことと基本とし、警察機関をもっては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとすること。
- 2 警察機関、自衛隊その他の関係行政機関は、領域等における公共の秩序の維持に関し、必要かつ十分な体制を維持しつつ、正確な情報を共有する等相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこと。
- 3 この法律の施行に当たっては、関係行政機関の活動により事態が更に緊迫することのないよう留意するとともに、この法律に基づき実施する措置は、対処することが必要な行為に対して均衡のとれた対抗措置として相当と認められる範囲内において行われなければならないこと。
- 4 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならないこと。

## 第3 領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画

### 一 領域警備基本方針

- 1 政府は、閣議の決定により、五年を一期として、領域等の警備に関する基本的な方針（以下「領域警備基本方針」という。）を定めるものとすること。
- 2 領域警備基本方針には、(1) 領域等の警備に関する基本的な事項、(2) 海上保安庁の船舶、航空機等の装備の増強、人員の養成及び確保その他の海上保安体制の強化に関する基本的な事項、(3) 領域等における公共の秩序の維持に当たる関係機関の連携に関する基本的な事項等について定めるものとすること。

## 二 対処要領

国家公安委員会、国土交通大臣及び防衛大臣は、領域警備基本方針に基づき、領域等における公共の秩序を維持するための行動準則について定めた対処要領を定め、内閣総理大臣の承認を得なければならないこと。

## 三 海上保安体制強化計画

- 1 政府は、閣議の決定により、海上保安庁の船舶、航空機等の装備の増強、人員の養成及び確保その他の海上保安体制の強化の計画的な実施に資するため、領域警備基本方針に即して、五年ごとに、海上保安体制の強化に関する計画（以下「海上保安体制強化計画」という。）を定めなければならないこと。
- 2 海上保安体制強化計画においては、計画期間に係る海上保安体制の強化の目標及び概要を定めるものとすること。

## 第4 領域警備のための措置

### 一 警戒監視の措置

防衛大臣は、領域等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視を相当期間にわたり継続して常時実施する措置を講じさせることができること。

### 二 適切な連絡体制の構築等

政府は、領域等の警備に関し実施する活動に伴い不測の事態が発生することを防止するため、各國政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局、海上における公共の秩序の維持に関する職務を行う当局その他の関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、安全保障の分野における信頼関係の強化及び交流の推進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## 三 自衛隊と海上保安庁の連携 〔附則第2条 海上保安庁法の改正により対応〕

海上保安庁の所掌事務として、自衛隊との間における協力、共助及び連絡に関するなどを追加すること。

## 四 自衛隊による海上警備準備行動 〔附則第3条 自衛隊法の改正により対応〕

- 1 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があった場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（以下「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。※このときには、速やかに内閣に報告

- 2 海上保安庁法の立入検査等の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、海上における警備準備行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用すること。
- 3 海上における警備準備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、その職務を行うに際し、①自己、②自己と共にその職務に従事する隊員、③その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

## 第5 領域警備・海上保安体制強化会議の設置

- 1 領域等における公共の秩序の維持に関し、必要な情報を収集するとともに、関係行政機関が相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、内閣に、領域警備・海上保安体制強化会議を置くこと。
- 2 領域警備・海上保安体制強化会議は、領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画について、その案の作成、実施の推進等の事務をつかさどること。
- 3 領域警備・海上保安体制強化会議の議長に内閣総理大臣を、副議長に内閣官房長官を、議員に国家公安委員会委員長、国土交通大臣、防衛大臣その他の国務大臣をそれぞれ充てること。

## 第6 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 二 その他

所要の規定の整備を行うこと。